

国土利用計画法届出について

国土利用計画法では、大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合、譲受人が、**契約後2週間以内**（契約日を含む）に、当該土地の所在する**市町村**に届出をしなければなりません。

1 届出が必要な面積

市街化区域	2,000m ² 以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000m ² 以上
都市計画区域以外の区域	10,000m ² 以上

—上記面積未満の契約面積であっても届出が必要な場合—

譲受人が同一の利用目的のために買い集め、最終的に上記の面積以上を取得することになる可能性がある場合は、個々の面積が上記面積未満であっても「一団の土地」として**それぞれの契約ごとに届け出ることになります。**



2 届出が必要な取引

売買、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、権利金等の一時金を伴う地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻特権等の譲渡など（これらの取引の予約である場合も含みます）

3 届出書の提出方法

提出書類	土地売買届出書(県HPからダウンロードできます) (URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/911-201001012-354.html) 契約書の写し(収入印紙の貼付が確認できるようにコピーしたもの) 状況図 ①最寄り駅等と届出に係る土地(以下「届出地」)の位置関係がわかる地図 ②届出地の付近の状況がわかる地図(住宅地図等) ③届出地の形状を明示したもの(公図・測量図等) ※市街化区域の場合は、住宅地図に形状を明示することをもって②及び③を兼ねることも可
提出者	譲受人(権利取得者)
提出先	届出地が所在する市町村の国土利用計画法届出担当窓口
提出部数	正本1部、写し1部 (受理書を希望する場合は、 正本1部、写し2部) 市町村窓口で受理印を押印したものを受理書とします
提出期限	契約後2週間以内(契約日を含む)

- **郵送する場合**
必ず期限内（契約日を含む契約後2週間以内）に届くようにしてください。
- **届出地が2つ以上の市町村の区域にわたる場合**
それぞれ届出地の所在する市町村へ提出してください。
- **一団の土地に関する届出の場合**
一団の区域と、それぞれの届出に係る土地を状況図に記載してください。
なお、一団の土地の届出を同時に複数行う場合、提出書類のうち「状況図」は1部でかまいません。
- **受理書を希望する場合**
届出者が受理書を希望する場合は、届出書の写しに市町村窓口で受理印を押印したものを受け取りますので、**正本1部、写し2部**にしてください。
なお、受理書を郵送する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
ただし、受理書となる写しには、添付図書は不要です。
- **届出地がさいたま市内の場合**
届出地がさいたま市内の場合は、さいたま市長に提出することになりますので、さいたま市に御相談ください。（さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課 電話：048-829-1427）

4 届出をしなかった場合

6月以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることがあります（国土利用計画法第47条）。また、虚偽の届出をした場合も同様です。

5 届出の審査等

届出を受けた土地の利用目的について審査を行い、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画等に適合しない場合には、届け出てから原則3週間以内に利用目的の変更を勧告することがあります。

また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがあります。

なお、審査の結果、利用目的に問題がない場合には、届出者に対して特に通知等はありません。

問い合わせ先

埼玉県企画財政部土地水政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2188

FAX：048-830-4725

H P：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/911-201001012-354.html>